

## 第3回

(仮称) こども発達支援センターの  
あり方検討会  
(会議録)

# 1 開会

(会長) ただいまから第3回(仮称)こども発達支援センターのあり方検討会を開催させていただきます。最初に、配布されております資料の説明から入らせていただきます。事務局からお願いいたします。

## 2 資料説明

(障害者サービス調整担当課長〔以下「事務局」と省略します。〕) それでは、お手元にご覧いただけます資料1をご覧くださいでしょうか。1ページでございます。まず、1として特別支援学級数と在籍児数の資料でございます。平成17年から20年までの経年をグラフにしたもので、折れ線グラフが在籍児童数で、棒グラフが支援学級数でございます。

20年度を見ていただきますと、棒グラフの一番左の薄いブルーが知的障害の学級数35でございます。その右のクリーム色が情緒障害の学級数20で、その右の少し赤い部分が難聴の学級数2となっております。その右のブルーの部分が、言語障害の学級数11で、その右が弱視の学級数となっております。

折れ線グラフは、一番上が知的障害学級の人数で、20年度で言いますと234人となっております。その下のバツでつながれている折れ線グラフが情緒障害学級の人数で20年度では178でございます。その下が言語障害の人数で165となっております。その下のほう33となっているのが難聴の人数でございます。一番下、白い線が入っているのが弱視人数で9となっております。

全体的な傾向を申し上げますと、知的あるいは情緒障害については、児童数及び学級数ともに増加傾向で、言語、難聴、弱視については、おおむね横ばいの状況でございます。

2ページは、中学校の特別支援学級数と在籍数でございます。見方は先ほどの小学校と同じでございます。ただ、1点、中学校は言語障害学級がございませんので、その分が表には入っておりません。傾向としても小学校との整合性が見られます。詳しくはお目通しいただければと思います。

3ページは、学童クラブでの障害児の受け入れ状況でございます。平成16年から19年の経年を追ったもので、19年度を見ていただきますと、82カ所と書いておりまして、この棒グラフが障害児を受け入れている学童クラブの箇所数でございます。下の( )内の数字は、全クラブに対して障害児をお預かりしているクラブが91%ということでございます。折れ線グラフは、在籍されている障害児数でございます。平成19年度で申し上げますと149人で、在籍児童に占める割合が、下に書いておりますが3.9%となっております。

4ページをお開きいただきたいと思います。3としまして、保健相談所での健診後の取り組みでございます。まず、(1)は、1歳6カ月児健診後の心理相談でございます。読ませていただきますと、「1歳6カ月児健診により、心理面の相談が必要な親子に対して、心理相談を実施している。心理相談の結果、継続的に指導していく必要が認められるものについては、経過観察を行なっている。」ところでございます。

グラフの見方でございますが、折れ線グラフが経過観察の人数で、棒グラフが相談の人数でございます。経過観察人数と相談人数を実数で把握しますと、おおむね1年に1回ないし2回の相談ということになっているかと思っております。

5ページでございますが、「遊びの教室」と申しまして、1歳6カ月児健診の経過観察の一環といたしまして、保健師、心理相談員、保育士が、季節の行事や親子の遊びなどのプログラムを通じまして、親子関係や子供の発達について助言を行っているというものでございます。区内の6保健相談所で月1回開催しております。

折れ線グラフが延べ人数で、棒グラフが実人数となっております。「遊びの教室」の中で、保健師、心理相談員あるいは保育士のほうでいろいろ気づきがあるのかなと思っております。また、こちらでは気楽にご相談できる環境があるのかなというふうに認識しております。

6ページをお願いいたします。1歳6カ月健診と同じように、3歳児健診後の心理相談を行っております。表の見方も同じ形になっております。

7ページの(4)は、育児交流会による母親支援でございます。グループミーティングの手法を取り入れまして、育児の不安や悩みなどを気軽に語れる育児支援の場として育児交流会を実施しているところでございます。同伴したお子さんには、保育室をご用意させていただいて、母子分離という形で行っているものでございます。平成20年度の数字でございますが、保健相談所6カ所合計で延べ38回実施しております。述べ300名の方がご参加されております。折れ線グラフが延べ人数で、棒グラフが実際の開催数となっております。

8ページをお願いいたします。精神保健福祉手帳の所持者についてでございます。前回、資料のご要望がございましたのでご用意させていただきました。(1)は年齢別の所持者数でございます。左の上に表を書いておりますが、本年11月末現在で、18歳未満につきましては25件で、18歳以上につきましては3,045件と、計3,070件でございます。下に円グラフを書いておりますが、18歳未満は1%に満たない数値となっております。

9ページは、年齢別の所持者数で、10歳区分でまとめたものでございます。左の表で、9歳までは2人、10歳から19歳まで34人、20歳から29歳が225人となっております。右には円グラフで示しております。9歳未満あるいは10代の数は少ない数値となっておりますが、20代から若干ふえまして、30代、40代、で24%、28%となっております。

10ページですが、18歳未満の疾患別の内訳でございます。左の表に書いておりますが、広汎性発達障害8件、自閉症3件、アスペルガー発達障害2件、多動性障害3件、以下、てんかん4件、統合失調症1件、不明4件となっております。上から4番目までがいわゆる発達障害という区分になろうかと思っておりますが、こちらの4つでおおむね64%ぐらいですから、3分の2ぐらいがそういう障害をお持ちの方が精神保健福祉手帳を取得なさっているという状況でございます。

11ページでございますが、「すくすく教室」の利用児童の他機関の利用状況でございます。前回、心身障害者福祉センター(以下「心障センター」と省略します。)の「すくすく教室」を週2回から3回利用して、それ以外の日にちほどのような過ごし方をしているのかというお話もございましたのでご用意させていただきました。左の表で説明させていただきますが、幼児教室に行かれている方が29名、児童デイサービスに

行かれている方が3名、民間の習い事教室に行かれている方が11名、療育機関に4名、施設開放・プレ幼稚園に13名、あるいは一時預かりという形に行かれている方が7名でございます。ですから、幼児教室に通われている方が44%と大きな割合を占めております。「すくすく教室」に通われている方のおおむね8割程度が「すくすく教室」以外のサービスをご利用なさっているという状況でございます。

12ページでございますが、「すくすく教室」の利用児童の通園日数でございます。例えば、上の表の2歳のところを見ていただきますと、左のブルーの部分が週5日間通所なさっているお子さんでございます。その右側の赤い部分が週4日通所、その右の黄色い部分が週3日通所、その右の薄いブルーが週2日通所なさっている方となっております。ですから、この2日と3日の部分が「すくすく教室」に通われているのかなと思います。それ以外に1日ないし2日、先ほどご説明したような形でほかの施設をご利用なさっている方があるというふうに考えております。

やはり5歳ですと大体週3日ないし4日、4歳についても週4日、5日程度はどちらかに通われているという数値になっております。1歳では、やはりお小さいということで、多くの方が週1回の通所という形になっております。下の表とあわせてご確認いただきたいと思っております。

13ページは子ども家庭支援センターの総合相談ということで、(1)としまして、相談内容と件数を挙げております。平成19年度のところを見ていただきますと、一番左のブルーの部分が虐待の相談で308件、その右の赤い部分が養護相談で71件、その右側の黄色い部分が、育児・しつけの相談で452件、その右の薄いブルーの部分が、不登校の相談で35件。合計、おおむね1,200件程度のご相談があるということでございます。経年では、17、18、19とふえております。

14ページは、相談経路別の件数でございます。こちら左の表で確認していただきたいんですが、一番多いのがご家族等で638人、その他について内容が不明でございますが124件、その下に保健相談所81件、学校経由74件、以下、表のとおりでございます。右のグラフを見ていただきましても、ご家族からのご相談が半数以上、54%を占めていることがわかります。

15ページでございます。心障センターを中心に関連機関との相関図と申しますか、位置図を記載させていただきました。後ほど、資料2をご説明しながらこちらの表と一緒にご覧になっていただければと思っております。

それでは、資料2をご用意いただけますでしょうか。1ページは、(1)として支援機関との連携ということで、まず、保健相談所との連携でございます。現状として、はじめの○でございますが、乳幼児健診等において発達に心配のあるお子様を早期に発見し、発達支援につなげていくため、心障センターと各保健相談所との間で定例的な会議、年3回程度でございますけれども、開催しております。心障センターからは「すくすく教室」あるいはグループ支援の実施状況とか、あるいはセンターでこういう新しい事業を開始しましたとか、そういう情報を保健相談所にお渡ししているところでございます。各保健相談所では、先ほどご説明しましたが、「遊びの広場」の事業なども実施しておりますので、その辺の事業の内容等も情報交換しているところでございます。

次の○でございますが、心障センターの新規相談件数については65%が保健相談所

経由ということになっております。

次に、必要に応じて個別ケースについて相互の情報交換をしているというところがございますが、心障センターにご相談に来ていただく際に保健師が同行されるケースが見受けられます。保健師から健診の状況などもろもろの情報もいただいているところがございます。

次の○でございますが、保健相談所では母子分離によるグループワークを行い、不安などを抱える保護者並びに家族の方に支援を行っているところがございます。

2 ページでございます。課題といたしまして、前回の検討会でも話が出ましたが、心障センターの「すくすく教室」やその他の機関につきまして、年度の後半になると保健相談所で紹介してもなかなか療育につながらないというご指摘もございました。そして、下のところで論点といたしまして、需要に見合うだけの心障センターを初めとする療育機関の受け皿の整備、確保が必要ではないかということでございます。療育機関と言いますかお子さんの発達支援にかかわっている事業が幾つかございます。後ほど、日中一時支援事業や児童デイサービス事業、区内の状況などもご説明したいと思っております。

3 ページをお願いいたします。続きまして、保育園・幼稚園・学校との連携でございます。現状でございますが、「すくすく教室」から就園時に保育園・幼稚園の担当者の方と心障センターの職員との間で連絡会を、大体4月から5月に開催しているところがございます。連絡会の中で個別の支援内容を口頭でお知らせしております。もちろん、保護者の方のご理解を得た上でということでございます。保護者の方によりましては、心障センターで療育を受けたという情報を、保育園・幼稚園に伝えてもらっては困るというご意見もございます。ですから、保育園・幼稚園に情報提供させていただいているのは、保護者のご理解を得たお子さんに関してのみということになっております。

次の○でございますが、「すくすく教室」卒業時に心障センターでは「個別支援計画のまとめ」を作成して保護者の方に手渡しております。お子さんの療育に当たる際に個別支援計画を立てるわけでございますが、見直しも含めまして大体年3回程度更新しますが、お子さんに対しての療育の目標やその結果を記録して、それを取りまとめた形として「個別支援計画のまとめ」とさせていただいているところがございます。

次の○でございますが、心障センターでの療育終了後においても、センターでの療育を継続すべきと判断した場合には、いわゆる就園児の方ですが、小グループにつながっているところがございます。

次の○でございますが、心障センターでの診察時に、保護者の方あるいは保育園・幼稚園や学級担任の先生に来ていただきまして、心障センターでお願いしている医師と今後の支援について検討するようなケースも見受けられます。

学校の関係で、次の○ですが、就学時に教育委員会と心障センターの職員との間で会議を、年2回程度持たせていただいております。個々に支援内容等を口頭で伝えているところがございます。

4 ページでございますが、課題として、情報提供が口頭での説明であるということで、情報量が限られるということもございます。次に、保育園・幼稚園や親御さんから小グループ支援のご要望が多いのですが、定員の関係で断るケースが出てきているということがございます。

また、ご要望としては、次の○ですが、保育園・幼稚園や親御さんから心障センターにOT、PTの派遣のご要望があるケースもございます。

次の論点でございますが、療育の継続性を確保するため、就園あるいは就学に当たっては、「個別支援計画のまとめ」などを園や学校にお示しいただくように保護者の方に働きかける必要があるのではないかとこのようなことがございます。

次の○でございますが、就学支援をふやすべきではないかということで、これも前回、委員の方からご発言があった内容かと思っております。

5ページは、子ども家庭支援センターとの連携でございます。現状としまして、子ども家庭支援センターにおきましては、子ども家庭支援相談員あるいは保健師などが子育てと家庭に関するあらゆる相談に応じております。必要な場合には専門機関等を紹介しております。

次の○でございますが、子ども家庭支援センターでは、先ほど数値をお示しした子供・家庭の総合相談に加えまして、虐待の関係で要保護児童対策地域協議会、子育ての広場「ぴよぴよ」、ファミリーサポート、育児支援ヘルパー、子どもショートステイなどの事業を行っているところでございます。

次の○ですが、虐待防止のための要保護児童対策地域協議会のほか、関係機関との個別ネットワーク会議を子ども家庭支援センターを中心に行っているところでございます。平成19年度の数字で申しますと、延べ553回の開催でございました。事例によりましては、心障センターの職員も参加しているところでございます。

6ページでございますが、課題といたしまして、子ども家庭支援センターから心障センターへの紹介は、平成16年度、17年度、18年度とも3件でございます。非定型の自閉症やADHDが半数以上となっております。逆に、心障センターから子ども家庭支援センターへの紹介は年間ほとんどないという状況でございます。

下の論点でございますが、定期的な連携会議を設置し、情報交換が必要ではないかと。やはり、子ども家庭支援センターも総合相談ということで相談を受け付けておりますので、相互に情報交換をやっていく必要があるのではないかとこの論点でございます。

7ページでございます。支援事業者との連携でございますけれども、現状で、一番上から幼児教室でございますが、事業内容としましては就学前の障害をお持ちのお子さんに対して集団療育を行う事業でございます。南田中は母子分離で、春日町は母子通所という形で行っております。右のほうの連携の内容でございますが、「すくすく教室」の利用児童の44%程度が幼児教室にも通所されている状況でございます。

次の、児童デイサービスは、障害をお持ちのお子さんに対して集団療育を行う事業でございます。対象としましては就学前の児童が原則でございます。ただ、学齢期のお子さんについても経過的な措置として一部対象となっているところがございます。しかし今後、児童デイサービスの新規事業体を立ち上げる場合には、原則の就学前ということで東京都の指定を受けるような形になります。

その下の日中一時支援事業は、一時的に見守り等の支援が必要な障害をお持ちの方に対して日中活動の場を提供する事業でございます。この児童デイサービスと日中一時支援事業は、ともに事業所が区内に少ないということもございまして、心障センターとの連携という状況にはなっていないところでございます。

一番下の学童クラブでございますが、おおむね10歳未満の留守家庭のお子さんを対象とした事業でございます。連携内容でございますが、幼児期に心障センターを利用したお子さんについては、その後も相談に応じているところでございます。

8ページでございますが、課題として、幼児教室の定員がなかなかご要望に添えないというご意見が前回の検討会の中でもあったところでございます。

次の○でございますが、すくすく教室、幼児教室、児童デイサービス事業を併用しているお子さんがいらっしゃる一方で、定員を超えてしまったということで、定員超過後に申し込んだ利用者はどこにも行くことができないというよりは、なかなかサービスを利用するのが難しいということでございます。なお、民間の療育機関等もございますので、そちらをご利用なさっている方も当然いらっしゃる内容でございます。

次でございますが、学齢期の子供の放課後、長期休暇のときの居場所がないというよりは「少ない」ということでご理解いただければと思っております。

次の○ですが、児童デイサービス（経過的）は、区内に1カ所ございますけれども、学童クラブはおおむね10歳未満が対象となっている関係もございまして、小中学生・高校生対象のこちらのサービスも「少ない」状況になっております。特に中学・高校生対象という事業はないという状況でございます。国の基本的な考え方としましては、そういう方については日中一時支援事業のご利用を、ということでございます。

一番下の日中一時支援事業は、いわゆる「療育」という部分よりは、やはり「見守り」というところが強い事業でございます。

その下の論点でございますが、「すくすく教室」、「幼児教室」の療育時間数を一律にするなど、広く希望者が利用できる体制をとる必要があるのではないかと。あるいは、支援事業者間の連絡協力体制を整備する必要があるのではないかと。限られた社会資源でございます。それを最大限有効に活用して広くご利用いただくことが必要だという観点から、事業者間の連携・協力体制を整備する必要があるということでございます。

9ページは、保護者（家族）への支援ということでございます。現状でございますが、保護者への直接支援という意味では、心理検査、面接、診察をセットで行う中で、お子様の障害の状況や特性、あるいは家庭における療育方法などをご指導しているところでございます。また、個別支援計画書の作成に当たっては、年3回以上療育スタッフと個別に面談しているところでございます。

次の保護者同士の交流への支援でございますが、「すくすく教室」での療育の時間には、スペースを確保する、あるいは季節の行事等に参加を促すなどして保護者同士の交流を図っているところでございます。

次の○としまして、自主グループに対し活動場所の提供など側面的な支援を行っているところでございます。

次、発達支援に係る情報の提供でございます。前回、ご説明したものもありますが、心障センターに通所なさっているお子さんに対しては、「ひまわり教室」という形で発達支援に係る情報を提供しているところでございます。また、心障センターの掲示板等を活用しまして各種の情報を提供しているところでございます。

10ページでございますが、課題といたしまして、保護者への直接支援では、必要なときに気軽に応じられる相談の場が少ないのではないかとということでございます。心障

センターでは心理検査、面接、診察というセットで行っておりますし、再診の場合についても、やはり診察が入ってまいります。次の、保護者同士の交流への支援でございますが、心障センターの職員は現状では子供の療育に重点を置いておまして、保護者同士の交流のお手伝いができないというところがございます。

次の○ですが、利用者のOBが結成したグループが自主的に今活動している部分がございますが、こちらについても支援していないという状況がございます。

次に、発達支援に係る情報の提供でございますが、「ひまわり教室」に出席できる保護者は限られておまして、より広い対象者に対して情報を提供できるようにすることが大切であろうと。それと、提供している情報が限られているという部分がございます。

11ページでございます。論点としまして、保護者への直接支援でございますが、必要に応じて随時心理職員によるカウンセリング等を行う必要があるのではないかと。次に、保護者同士への交流の支援としては、すくすく教室の療育中に少人数の勉強会的なグループワークを行ってはどうか。次は、OBグループの活動にセンター職員を講師として派遣するなど支援をしていくことが必要だろうということでございます。次に、発達支援に係る情報の提供でございますが、講演会であるとか研修会での情報の提供を行っていくことが必要ではないかということでございます。

次、12ページは、地域住民への啓発でございます。現状ですが、区のホームページ等で心障センターの事業についてのご紹介はしているところでございますが、障害に関する情報提供までは行っていないところでございます。次の○として、心障センターの掲示板等を活用して各種の情報を提供しているところではございます。

13ページをご覧になっていただいて、課題といたしまして、積極的な啓蒙活動にはつながっていないということと、区のホームページをより組織的に活用できていないのではないかとということでございます。論点といたしまして、一般区民が参加できるような講演会を開催するとか、あるいは保育園・幼稚園・子ども家庭支援センターで情報提供できるような冊子等を作成するというような形もあろうかと考えております。

以上でございますが、こちらのほうで現状、課題、論点と挙げさせていただいております。論点につきましては、あくまで（案）でございますので、皆様のご検討の際に参考になろうかということ記載させていただいております。もちろん、皆様のご意見についてはこちら以外にも広く触れていただければと考えております。

先ほど、資料1で一番後ろに相関図を示させていただいておりますが、一つ一つご説明すると時間がかかりますので、お目通しいただければと考えております。大きく分けて右側に保健相談所から心障センターへの流れと、左側には医療機関・療育機関、あるいは保育園・幼稚園からの流れがございます。それが大体3歳を過ぎますとおおむね心障センターの「すくすく教室」から卒業という形で保育園・幼稚園のほうに移行していくという形になっております。保育園・幼稚園と心障センターの間に「幼児教室」が、「すくすく教室」と併用という形で活用されているところでございます。また、右の保健相談所の下の方に子ども家庭支援センターとか福祉事務所からのご紹介という流れがあろうかと思っております。7歳になりますと心障センターはご卒業なさって、その後小学校あるいは特別支援学校のほうに巣立っていかれるということになっております。説明が雑駁になって申し訳ございませんが、詳しくはお目通しいただければと思います。

以上、心障センターの現状と課題という形でご説明をさせていただきました。

### 3 地域支援事業（支援機関との連携）について

(会長) 詳細な資料のご紹介をいただきました。この会は、最初の方に相談事業についての議論をいたしまして、前は発達支援事業ということでご意見をいただきました。今回は地域支援事業ということで委員の皆様のご意見をいただきたいということになっております。お手元にある次第に沿って進めてまいりたいと思います。

地域支援事業については、支援機関との連携、保護者（家族）への支援、それから地域住民への啓発と、この3つの流れでご意見をいただきたいのですが、それぞれにつきましては資料2で、現状と課題については提示をいただきまして、そして、論点に関しては一つのたたき台と言いますか参考になるような点をお示しいただき、その辺を踏まえていただいて、委員の皆様には自由なご意見をお願いしたいと思います。

そして、その3つの順番でやらせていただきたいんですが、大体の時間を考えますと、それぞれ25分ぐらいずつご意見をいただくと、大体9時ぐらいになるかなと考えておりますので、活発なご意見をいただければと思います。

まず、支援機関との連携に関して、ご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員) 矢印のついた心障センターの連携図を見てもわかりませんが、支援機関との連携で、保健相談所からはたくさんの矢印が心障センターに行っていますし、家庭支援センターからもそこそこ行っていますが、小学校から心障センターへの矢印が皆無な状態です。卒業時に教育委員会との間の会議があると書いてありましたが、やはり6歳で発達障害が回復するわけではないので、小学校に入ってから引き続きいろいろな問題があるわけですから、小学校・学童についても双方向の矢印ができるような対策が必要だと思います。

(事務局) ちょっと補足説明させていただきたいと思います。

今、委員からご指摘があった、学齢期になって小学校に上がった後のことですが、心障センターでもいろいろな療育を行ってきているわけです。経過などは学齢期に上がる時に十分引き継ぎを行ってございまして、継続的な療育の支援が行われるようにということで対応しているところでございます。

それと、小学校に上がった後も、経過的に心障センターで診断を受けていただいたり、診断に伴って指導をさせていただいたりという取り組みはやらせていただいております。

(委員) 一番「幼児教室」の利用者が「すくすく教室」と併用しているということで、8ページに幼児教室の今の課題や論点が出ていますが、定員を超えてしまうと利用者はどこにも行くことができないというところで、民間の療育機関に行っているケースもあるとおっしゃっていたんですが、その民間の療育機関とはどういうところがあるのか、お聞きしたいのですが。

(事務局) 第2回の方に、資料2としてご用意させていただいたものがございます。療育相談機関ということで、この中で委員が発達研究所をなさっていらっしゃいますが、そういう民間の療育機関であるとか、あと、この頃は大学の附属で相談とか療育をなさ

っている療育機関等もございます。そういうところをご利用なさっているのかというふうに理解しております。

その他、事業体としてはいろいろあろうかと思いますが、参考としては前回の資料2をお目通しいただければと思います。

(委員) 今、事業の説明をしていただいて、たくさん課題があるなど感じました。まず気になりましたのが、3ページのところで個別支援の内容を「口頭で伝えている」というような、「口頭で」という箇所が多ことです。保護者の方には「個別支援計画のまとめ」を渡されるということですが、支援者間で共有できる何らか継続的な冊子のようなものがあって、それも保護者と共有して、保護者側に渡すものと支援者側が共有するものがなければいけないのではないかと感じました。

保護者の方が中心となって個別支援計画を、例えば必要時に何かに出すとか、そうした保護者側が主体になっているという印象を受けました。保護者の方はいろいろご苦労されている場合が多いと思いますので、保護者主体ではなくて支援者側がサポートしていきながら情報共有を積極的につなげていくような体制が重要ではないかと感じます。

それで、もしそうした支援者間で持っている冊子等があれば、例えば練馬区からどこかに引っ越されたときに、引っ越した先で情報が途切れてしまうのではなくて、練馬区から逆に伝えていくというような情報共有ができるのではないかと思います。

そして、先ほどの委員の発言と重なりますが、例えば民間の療育機関とかで、非常に行き場所が少ないということですが、区内に何か所か拠点を置くとか、あるいは区内に何か所か拠点を置くことが困難であるのなら、民間とも積極的な連携体制を構築していくことが必要ではないかと思いました。民間にはたくさん資源があると思われまますので、それを区内で十分把握していただいて、単なる情報共有だけではなく積極的な連携体制をつくっていくことでカバーできる部分もあるのではないかと感じました。

(副会長) 日中一時支援事業ですが、療育はしなくてよいと、見守りだけでよいという話ですけども、親はやはり学校教育というものを信用してないというか、そういうところでも療育を求めてくるということと、それから、やはりADHD等で不適應行動が多い子などを見ていると、保育士さんあるいは慣れていないヘルパーさんでは対応ができないということがございます。ですから、やはりセンターから臨床心理士の方とか障害児を扱っている保育士さんとか、を派遣して相談できないかというふうに考えます。

これはここで言っても仕様がないかもしれませんが、一時支援事業というのは非常に安くてとてもペイしません。やはり子供だけで来るというのは無理なので、送迎車をこちらで出しておりますが、その送迎の費用もついていないというようなことで、その辺も何とか考えていただけないかと思えます。

(事務局) 委員から今ご指摘いただいたところですが、確かに国の考え方としては日中一時支援はあくまで預かり、見守りですよという考え方がございます。ただ、社会保障審議会の障害者部会でいろいろ見直しの検討を図ってございまして、その中で単なる居場所という形ではなくて、やはり療育的な要素も含んだような放課後型のデイサービスが必要なのではないかというようなご指摘もあるところでございます。その辺、委員のご指摘にも近いものがあるのかなと思っております。

それと、日中一時支援は、自立支援法の中では生活支援事業ということで、それぞれ

の自治体である程度、実際の状況を見ながら柔軟な事業展開もできるという法的な位置づけもございます。ですから、今、ご意見いただいたようなところもございますので、いわゆる練馬区の地域生活支援事業として、日中一時支援事業の中で療育を含んだような形で、立ち上げていくことができれば良いという考えも今持っているところございます。今後の課題として受けとめさせていただきたいと思っております。

(委員) この3ページの保育園・幼稚園・学校との連携という中で現状がいろいろ述べられております。保育園の巡回相談をしておりますして、この「すくすく教室」からの就園児に対する連絡会は非常に保育士の方々にとって役に立っているようで、とても助かっているという話をよく聞きます。

ただ、保育園、さらに学童クラブの巡回もやっておりますけれども、今困っているというときに予約が先になるとか、それから、巡回相談も大体時期が決まっておりますので、何か月か先でしか相談に乗れないということがございます。そういう意味では、緊急出動部隊というか、そういうレベルのものが何か工夫できないかというのが一つです。

もう一つは、先ほど民間との連携ということでお話が出ましたが、例えば民間との連携の場合に、親の情報のあり方、情報の取り扱い方について公的機関と民間との差があるというふうに多分お感じになっているんだと思うんですけども、例えば保育園に行っているケースについてケース検討会をやりたいと言ったときにも、園のほうでは当然公的機関ですからそれは難しいということで、なかなか実現しない場合もあるんですね。そうしたときに、例えば役所あるいはセンターで仲介をしていただけたらとか、何かシステムができるともう少し連携がうまくいくかなと思います。

(学務課長) 最初にお話いただいた委員の方とお話が少しダブるかと思いますが、ちょうど支援事業の4ページの論点のところになるかと思いますが。この中で、療育の継続性を確保するため、就園・就学に当たり園や学校に提供するということですが、学校のほうでは、「療育」と言われるものは全く行っていないという状況であり、例えば、この「個別支援計画のまとめ」を療育の継続性を確保するためのものという位置づけではつながらないと考えます。

果たして、子ども発達支援センターとして学齢期の子供にまで療育というものを考えることができるのかどうかというのが、大きな課題であると思います。それはぜひ検討してほしいと、教育側からはお願いしたいところです。

特別支援学級の保護者の方と年に何回かお話をすることがありますが、その中でも、やはり学校の中で療育できないかというような要望もよくいただいています。ただ、学校での教育というものと療育というものがどうしても相入れない部分もありますし、各科目別に教えているということと、そこまで手を出すことは難しいということがありまして、なかなか、やってくれ、他を紹介してくれと言われても動けないという課題をずっと抱えているという状況です。

もう一つ、ここには書いてありませんが、今ちょうど特別支援教育の関連の中で、保育園・幼稚園と学校とのつながりというのが大きな課題になっています。私どもでは「就学支援シート」という名称を使っておりますが、幼稚園や保育園の中で、療育の関係も含めてこれまでに支援してきたこと、あるいは保護者の方がこれからやってほしいと思うこと、気をつけて欲しいことなどを、保護者の方も入れて一緒に記載して、それ

を学校につなげていくといったものを検討しているところです。

ちょうど今、光が丘地区で試行をしております、来年度ぐらいにはある程度それをまとめていきたいと考えているところです。これは情報提供ということでお願いします。(委員) 確かに今ある特別支援教育という形と療育というのはなかなか結びつかないのですが、やはり両輪のように、教育だけではなくて学童期の子にとっても療育というのはまだまだ必要だと感じる場面が多いです。

ちょっと個人的な話になりますが、うちの子供の場合は、学童期になってからは民間のYMCAというところに通いました。それが月2回で、グループを組んで、勉強というよりはグループでお互いに何かをするという活動、それから、ソーシャルスキルというような感じで電車の乗り方とか店での買い物の仕方とか、ロールプレイングみたいなことをやります。高校になると、2年生ぐらいのときに、地域の商店の人と連携をとって「初めてのアルバイト体験」というのをさせていただきます。それで、YMCAのほうも小学校から上がったクラスがそのままずっと大人になるまで続いていくうちに、満杯になって見切れなくなるので、二十歳を超えたところで卒業という形になります。そこからは自主グループとして自分たちで、YMCAの手伝いはなく、活動しています。どうしても友達をつくったりするのが皆すごく下手で、特に大きくなってから自分で仲間をつくるのが、なかなかできないものですから、その意味ではその小中学校からずっと続いてきたその関係は、子供たちにとっても、親にとっても大切だと思います。今、その子たちは社会人になりましたが、社会人になってもとりあえず月1・2回出かけるところがあるとか、親も社会人になってからの悩みまで話せるグループがあるということで続いています。それは学校とは別に、一つの療育という部分です。就園前みたいに密にする必要はないと思いますが、月1・2回、グループでもそういうのが開ければ、やがて大きくなったときにも何らかの関係が保っていけて居場所を持てるということにもつながるのではないかと思います。

(委員) 私も委員と同じ意見です。児童相談所の場合は、もう少し深刻で、家庭でもう養育ができない、あるいは地域でも支えきれないということで施設入所になる場合とか、中学校・思春期になって非行的な問題が出てくる場合とか、いろいろなことでご相談を受けています。

この心障センターの連携図を見て、就学前まではすごくよくやってくださっていると思いますが、学齢期になった後もその辺のサポートが必要だと思います。それこそ金銭的な部分、時間的な部分も含めてご自分でいろいろなところを探す力のある家庭はいいのですけれども、そうではない家庭の場合は、それこそ地域の心障センターのような公的なところでずっと支えていただけるようなシステムが地域にあれば、すぐ施設入所というようにならずにすむので、一步手前のところでもう少しケアできる機関が必要ではないかと思います。

発達障害者支援センターの委員ともお話しているんですが、こんなに人口が多いのに発達障害の大人の方のご相談は東京都にあそこ1カ所しかないんですね。やはり地域で一つ、各区市町村にあってもいいんじゃないかと思っています。発達障害とか知的障害とかのハンディに気づいた小さい時期からずっと末長くその区の中で、成人に達しても相談できる、受け入れできる機関というか、支援体制があるといいのではないかと。

うすれば親御さんも安心して生活できるし、子どもを育てていかれるのではないかなと思います。ぜひ地域でそういう体制をつくっていただければと思います。

(委員) 連携図ですが、実は、私もこういう図を今まで随分書いてきたのですが、三角形にしたりひし形にしたり、多分、どこが一番厚く関係しているかということが、この中に込められていらっしゃる、すごく苦勞されてつくっていらっしゃるなと思いました。

5ページの子ども家庭支援センターとの連携というところで、要保護児童対策地域協議会というのは虐待に限って考えていらっしゃるのでしょうか。

(保育課長) 基本的には虐待に限定しているという意味合いに近いものがあると思います。

(委員) 要保護児童というのは必ずしも虐待だけではなくて、障害・非行・不登校を含めていると思います。私の個人的な意見かもしれませんが、この図でもって0歳から6歳、それから就学まで、それを縦につなぐのは、子ども家庭支援センター、要保護児童対策地域協議会ではないのかなと思います。確かにその中に教育、その前の保育、それから療育というものが入るわけですが、その基盤にあるのは毎日の生活なんだと思います。そこのところをきちんとつなげるものがないと、うまくいかないのではないかなと思います。

最近では、発達障害の背景に、不適切な養育環境の関与が非常に大きいと言われてきているので、障害にも必ず家庭が入ってきます。多分、学校の中でもさまざまな問題があり、その背景には家庭、そこに入って行かざるを得ないんじゃないのかなと思います。それを通すのが私は子ども家庭支援センター・要保護児童対策地域協議会ではないのかなと思います。

ですから、子ども家庭支援センターと心障センターだけではなく、保健相談所、保育園、幼稚園、医療、それらとの連携というものを一緒に考えていかないと、障害を持った子供たちのことだけ考えていくと、どこかで破綻してしまうのではないかなと思います。

(保育課長) 今のご意見もそうですし、先ほどの委員のご意見も含め、保育園での巡回指導は先日もお話ししましたような方法、子どもさんの様子を見せていただいて、保育士の今後の指導に生かしていく。それをもって子供さんの普段の生活の充実ということにつなげていくということなんです。民間との連携とか、緊急時の対応とか、そういった観点のものがまだまだ至っていないということはございます。今おっしゃったように、そういうことも含めてのネットワークが大きな課題なのかなと感じております。

それと、学務課長から先ほど「就学支援シート」のお話でしたが、保育園で今回保育指針というのが改定になりました。これに小学校との連携が強くうたわれておりまして、すべての保育園でお預かりしている子供さんの様子について、小学校のほうに情報を提供するという一定の様式を今度つくりなさい、それを学校に提供して連携をさまざまな形で生かしていこうという流れになっておりまして、来年の4月から保育指針が施行されるわけですが、具体的にはその保育要録という形のもの、21年度の卒園生から生かされていくこととなります。

いずれにしても、輪を広げると言いましょうか、ネットワークと言いましょうか、それが大きな課題というふうに認識しております。

(委員) 先ほど、何人かの方がおっしゃったことと同じような意見ですが、今後の子ども発達支援センターのあり方に関しては、6歳以下のお子さんだけにスポットライトが当たるのではなくて、やはり学齢期以降のお子さんにも光の輪を少し広げていただけたら素晴らしいんじゃないかなと思います。

やはり、就学前のお子さんにスポットライトが当たりがち、それから、重めから中度のお子さんにスポットライトが当たるような傾向が今までの流れではあったように思います。せっかく特殊教育から特別支援教育に変わりました、改善点何点かございますけれども、その一つとしては、はざまにいるお子さんたちへの支援も視野に入れていく必要があると思います。ですから、年齢としては7歳以降、それから、知的障害を伴わない発達障害のお子さんへの発達支援をどうしていくかということ、そのあたりが盛り込まれると非常に心強いものではないかなと思います。

それから、最近の流れとして、まだまだの観もあります、相談事業というのはいろいろな地域で、公的な機関・民間の機関双方でそれなりに充実してきたように思います。しかし、実際の支援の場というのはまだまだです。その支援を一体だれがどこでしてくれるのかということと親御さんはつまづくことが多いように思いますので、十分な支援の受け皿というのはまだまだ先のことになるかと思うんですけども、それもしっかり視野に入れていかないとこれからは不十分かなというふうに思います。

それから、民間との連携というのは少ない資源ですので非常に重要なポイントなのですが、私は特に就学以降のお子さんとかかわることが多いので、民間との連携での難しさというのが何点かあるように感じています。1つが、学校サイドから非常に適切な、頼りになる民間の機関を保護者の方にご紹介したとしても、まず無料ではないということです。そこで先生方も紹介しにくいということがありますし、紹介されてもそれを受けられる保護者と受けたくても受けられない保護者がいるということも事実です。

それから、最近は共働きのご家庭、片親のご家庭、決して少ないケースではありません。発達障害のお子さんをお持ちのご家庭でもそういう例は少なからずあるわけで、そうしますと、そういう放課後の施設に通うときに送迎をどうするかというような問題もありますので、できれば公的機関、地域での支援というのを充実させていくのが、大事なかなと思っております。

#### 4 地域支援事業（保護者（家族）への支援）について

(会長) 今の議論としまして、少し家庭のことのほうに議論が移ってきたと思いますので、一応、次の課題のほうに進ませていただきたいと思います。

次は、保護者（家族）への支援というところになりますが、今の中でもそういう問題は既に触れられたようなご発言があったと思いますが、特に保護者（家族）への支援ということについて、委員の皆さんからご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。どうぞ。

(委員) 父親の役割というものも大事ではないかと思います。やはり父親が出てくることで母親がすごく楽になるということを考えてときに、学校教育の中で父親を取り入れていく、そういう方向を考えていくのも一つかなということ。それから、親の立場から

言うと、特別支援学校では、いろいろな面でいじめが出てくるのではないかと思いますので、もう少し学校の支援教育の中に複数のコーディネーターを取り入れることで何とかなるのではないかと思います。

また、障害ってすごい差別があるんです。障害者の世界ほど差別がある世界はないかなと思うぐらい親の立場からいつも感じています。そして、そういう中をうまくやっていける人材の育成というか、コーディネーターを複数入れたり、支援教育の中にもう少しそういう形のネットワークづくりが必要かと思います。そして、神奈川かどこかでサポートブックというのが今盛んにつくられてきたという情報を聞きまして、やはり連携をとるためには、口頭ではなくて、子供についてのサポートブックとさっき言われた支援、それがものすごく大事ではないかと思います。

(委員) この会に出席するに当たり、今、小学校に通っていますので、小学校の校長先生や担任の先生や言葉の教室の先生たちから、直接どういことを望んでおられるかお話を伺ってきたんです。

その中で、一つは、巡回指導の方が来てくださっていますが、今までは巡回指導が対教師についてが多くて、直接親と話す機会が余りなかったんです。今度、小学校もちょっと配慮して、区からの巡回指導の方が来たときに、親とも一緒に話せる時間を設けてくださって、親も初めて直接巡回指導の方に細かく、日常的にこういうときはどうしたらいいでしょうか、そういうことを割りと近い距離でゆっくり話し合えて、それがお互いにすごくよかったみたいです。ですから、先ほどの保育園の巡回も、保育園の先生へのという話がありましたが、例え年2回でも3回でも、親も交えて話すことで親にとっても非常に心強い支援になると思います。

それから、巡回に関しては、言葉の教室の先生も、今、言葉の教室に来ている子と区からの巡回を受けている子というのは違うところにいるんですが、実際は言葉の教室に入っている子の中にも発達障害の子というのは結構いて、直接巡回指導の方と言葉の教室の先生が会って話す機会がほとんどないので、巡回の先生が来たときに一緒に相談できるようなになるとありがたいという話をしていました。

校長は、就学前の段階で教育委員会と心障センターとの話し合いはあるけれど、校長自体に具体的な情報がおりにきてないという現状があって、余り何も知らされないまま入学式のときにパニックを起こして大騒ぎする子が出てきて、そこで初めて、対策をとらなきゃとなるということで、就学前の段階でもう少し直接話せるような機会が欲しいということをおっしゃっていました。

あと、スクールコーディネーターの先生は、今もう手いっぱいな状態で、お母さんを支えるというところまで自分の力ではやり切れないと。それで、区の中にどういう療育機関があるかということも含めて、わかりかねるところもいっぱいあって、保護者の方とお話しても自分がどこまで支えられるか不安になることもあるので、スクールコーディネーターの方が相談できる人が欲しい。それから、とにかく母親を支えて欲しいと。やはり、学童期になってからの障害を持った子の母親というのはかなり孤独な立場になっていきますので、そこで何とかその母親を支えたり、あるいはそういう母親の自助グループを紹介したりできないだろうかというお話をしていました。

(学務課長) 大分、学校の話がでてきましたので、幾つかまとめてお話しさせていただきます。

きます。

障害のある子供との差別云々というお話が最初にございました。それについては、私どももノーマライゼーションやあるいは特別支援教育の推進という観点でどんどん周知していかななくてはいけないと考えております。シリーズとして『教育だより』に掲載したり、あるいはホームページを通じて周知に努めている状況です。今後ともどんどん広めていきたいと思っております。

それと、各学校に複数のコーディネーターをとというお話もございました。これも状況をお話しさせていただきますと、コーディネーターとは違いますが、通常学級では学級経営補助員、特別支援学級では指導補佐あるいは移動等介助員という3つの制度により直接子供たちを支援しております。現在、見直しをしております、新たな制度として学校生活支援員という名称をつけさせていただきましたが、これにより支援を一層充実していく方向で検討しております。

就学前との関係というのは、実際に情報がうまく伝わらないということがありますので、先ほどお話したような「就学支援シート」という方法を使いながらやっていければと思っております。

それと、就学相談ということで事前に学務課のほうに相談をいただいた方については、保護者のご了解のもとでさまざまなデータを学校側にお渡しをしている状況でございます。

巡回相談等のあり方についてもお話がありました。これについては、やはり各学級の中で担任の先生がどのようなお子様にも常に目を配っていただくということが基本と考えます。私どもの考え方としては、直接保護者の方に巡回相談をするということも可能ではありますが、あくまでも先生方、学校と一緒にやらないと後に続いていけないということがあります。そういう考え方から、巡回相談については基本は担任の先生、あるいは学校の支援という形をとらせていただいておりますが、先ほどもお話がありましたとおり、現実的には保護者の方も交えて相談を一緒にするというようなことで柔軟な対応をさせていただいている状況です。

これについても、今、検討をしております、さらに発達検査が必要な場合、あるいは医療的な診断が必要な場合などに巡回相談をさらに拡充するという事で、専門家チームの設置もあわせて検討をさせていただいております。

(委員) 情報提供も含みますが、私が所属しております東京都発達障害者支援センターは社会福祉法人嬉泉というところが東京都から受託して発達障害者支援を行っているセンターです。その法人の発達障害、特に自閉症圏の人への長い支援の経験から言いますと、発達障害の方への支援というのは本人支援だけではなくて家族支援をしていかないとうまくいきません。例えば介護の問題ですと介護する方が疲れ切ってしまうという問題は公になっているのに、発達障害の問題になつてしまうとどうしても家族のサポートというのが薄れているような感じがいたします。

それで、「健診での発達障害の早期発見」という項目がありますが、今のような、例えばお隣の人の顔も知らないとか、挨拶もしないというような社会の中で、昔のような社会で子供を育てていくという状況が全く薄れていまして、家庭の中で、発達障害のあるお子さんを抱えたお母さんが埋もれてしまうという事実がたくさんあります。健診が

あったとしても、ほかの子と自分が比較されてしまう。健診の場というのは区にもよると思いますが独特な印象がありますので、その中で自分の子供がほかの子と違うというのをまざまざと感じてしまって、もう健診に行けなくなってしまう。そして、埋もれてしまってやっと外に出たときにはシビアな例になってしまうというのがとても多いと感じています。

そのために、本人支援だけではなくて家族支援という形で考えていただきたいということを強く思っております。例えば、今回の検討会は子ども発達支援センターですが、お子さんはやはり成長して大人になっていきます。所属がなくなった後、就労とかひとり暮らしをしていくとか、そうした中で困難度が出てくるケースというのが、今、東京都発達障害者支援センターが抱えている非常に大きな課題です。大学まで普通に行って就職までできる方もいらっしゃいます。有名大学を出て就職した方が、就労の場面になって周囲とのコミュニケーションがうまくいかなくなって二次的障害を生じて、そして、そこで発達障害ということがわかって、ゼロからのスタートというのが非常に多くなっております。なので、子ども発達支援センターというのはいろいろな所で設置の計画が出ておりますが、その後のことはどうなるのかなというのがとても気になっている点です。

あと、情報提供ですが、「サポートブック」に関しましては、東京都内の他区でも拡大母子手帳というような形で、今試行的にやっているところが何区かございます。ある区では、それをお母さんたちにも持ってもらうし、区内で保管するというような試みを考えているところがあります。そして、またある区では、「療育シート」と「就学支援シート」というのが別々にできていまして、保育園では小学校に情報提供したいけれども小学校側が受け取ってくれない。小学校側は逆に保育園のほうから情報が欲しいけどつながらない、ということがこうした委員会の場で明らかになって、今度からもうちょっと連携していきましようというような建設的な話し合いになったことがございます。実際、保育園側や学校側での情報共有が必要だと思っておりますので、よい方向で進んでいくよう期待をしております。

(障害者施策推進課長) 今、委員の方から就職に関しての話がありましたので、その関係で少しお話しさせていただきます。

私たちのほうで外郭で障害者の就労促進協会というところを持っております。ここで特別支援学校の高校3年生卒業するところから引き継ぎというか一緒になって、就職に力を入れております。特別支援学校から直接就職させていただければ一番いいんですが、なかなかそこに行き着けません。卒業してから一定程度訓練をして就職というケースも多くなってきております。今は特別支援学校からの就職率が非常に高くなっているのですが、その分、離職率も高くなってきている状況がございます。そういう意味では、一たん就職はできるけれども離職して戻ってくるというケースも多々出ておまして、そこについても力を入れるような仕組みを練馬区の中で、構築しているという状況がございます。

もう一つは、特別支援学校の先生方が福祉園とか福祉作業所に、実習に来ているんですね。学校の先生になってから、福祉作業所に実習に来て、1週間ぐらい知的障害の利用者と一緒に過ごして、知的障害の状況を見たり、要するに大きくなったらこういう状

況が来るということを確認しに来ている部分もあるのかなと思っていますけど、1週間程度の実習を受けた特別支援学校の先生方から、非常にいい経験をさせてもらったというような発言ももらっておりまして、特別支援学校の先生でさえもそうなのかなという思いを、私たちも印象的に受けたことがあります。それについては学校教育というか、特別支援学校の高校も含めて、私たち福祉がなかなか入れないところがありました。そこについては、もう少し協力していかなければならない部分もいっぱいあるんだろうなと感じているところでございます。

(委員) 保護者への支援ということで、できるだけ早い時期に、いわゆる母子通園、子供だけ預かるのではなくて、お母さんも子供と一緒に来ていただいて、そしてそこにいろいろな専門職がかかわって、子供の様子をきちんと見てもらって、子供のことをきちんとわかってもらうことを徹底するようなシステムをつくっていただければいいのではないかと思います。

というのは、就労されている方が多いので、こういうことを言っても無理だということはあると思いますが、やはり小さい時期に子供のことをきっちりと見ることでできているのとできていないのとでは、先に行ってもものすごく違うだろうと思います。

それと、もう一つは、OBの結成したグループが自主的に活動している、これはぜひ支援していただきたい。やはりお母様方にとって少し先の自分の子供の様子がどうなるのかというのは、先輩お母さんに聞くというのが一番实际的だと思うんですね。そして、全てのことは行政だけでは埋められない。そのところを埋めていくのはやはりこういう民間、特にこういうOBの方たちがNPOを立ち上げてでもやっていってくれとすごくいいものができるのではないのかなと思います。

(委員) 今の母子通園とか、先ほどの子供が埋もれていってしまうというお話がありましたが、実際うちの幼児教室で1例ありまして、私たちが見た目には自閉傾向にあるかなというお子さんですが、お母さんもお父さんもなかなか受け入れられない。それで、委員に発達検査をしていただいています。事前にほかのお母さんにどんなことをやったか聞いて、その場でできることはクリアーしようということのようです。現状を見てもらいたくないみたいなどころがあって、それを何とか今の状態を把握して受け入れさせたいんですが、私たちもどこまで強く出たらいいのかもわからないのです。また、お母さんの揺れている気持ちもすごくわかります。先ほど、学齢期に母親を支えるというのもありましたが、やはり障害があるのではないかと揺れ動くお母さんたちのサポートというのが私たちも迷うところがあって、通ってきているお母さんたちには何とか私たちもできる限りのことをして、私たちにわからないことは相談させていただいてということにはしているんですが、やはりもっと埋もれていってしまう、療育機関につながっていないお子さんなんかもあると思うので、保健所の力でその辺をサポートしていただきたいというのがあります。

それと、先ほどに戻ってしまうんですが、「幼児教室」と「すくすく教室」の論点のところ、療育時間を一律にするなど希望者が利用できる体制をとるべきではないかというところが出てきたんですが、センターと春日町の教室とうちの南田中の教室とは特徴がそれぞれ違うんですね。それを一律に時間数だけということではまず無理だと思うので、一度三者が合同で話をして、この子はこうしたらいいんじゃないかとコーディネ

ートができる場があるといいのかなと思います。例えば、割とIQがよくて、でも社会性に欠けるといふ子にはプレ幼稚園みたいなところを薦めてとか、うまく振り分けてくれるコーディネーターがいるといいのではないかと思います。

(副会長) 親の支援という点では、一つ考えていただきたいのはレスパイト。親は障害のある子がいますと一時も気が休まらないですし、子供がどこかで何かしてくれていると本当にホッとできるということがあります。

私の今やっている日中一時支援でも、「ちゃぼとひよこ」というグループが月に何回か学生さんを頼んで泊まりの宿泊体験をやっておりませんが、それを何かの制度に乗っかれないかと、都の短期事業に掛け合いましたけども、定期的にやっていたら駄目だというような話でした。

実際、冠婚葬祭でも、旅行でも、障害のある子を抱えているとにっちもさっちもいかないことがあるわけで、そういう場合、区ではつつじ荘がありますけども、気軽に利用できるような場所でもないということです。そういったレスパイトの面に関しても、泊まりでも利用できるような場所がもうちょっとふえたらいいなと思っております。

(障害者施策推進課長) 今の泊まりの関係ですが、委員がおっしゃるように、大泉つつじ荘が1つあります。今、練馬地域の東側にもう1カ所緊急一時施設をつくろうと努めているところでございまして、土地を探しております。そこができるときに、大泉この練馬地域のところを同じような機能という形で、仕組みも見直しをできたらなということで計画を進めているところでございます。そういう意味では、もう1カ所できれば、委員がおっしゃるように使いやすいものになるようにと、期待しながら進めております。

(委員) 現在、東京都の嬉泉の場所をお借りして、私たちは「東京アスペ親の会」というのをやらせていただいています。そこは、小学生もいますけど、多く20代後半から30代ぐらいのアスペルガーの診断を受けた子の本人会員と親会員、どちらでもいいという形でやっているんですが、ある程度成人になってからアスペがわかったという例も、あるいは高校生ぐらいでわかったという例もかなりあるので、そういう親御さんにとってはどうしていいかわからなかったのがここに来ていろいろな方たちの話を聞いてやっとなんとホッとしたとかいうことで、親御さんは熱心に先輩の方のお話を聞いたり、あるいは、毎回大体最初の1時間ぐらいがフリートークで、その後の1時間ぐらいがテーマを決めて勉強会という形でやっていて、親がやっている間に別室で人に見てもらって子供たちは子供たちで好きな遊びをしたりゲームをしたり会話をしたりということをしています。

それで、先の話になりますが、今、親の会で一番問題になっているのは、さらにずっと経ったときに、30代、40代のアスペの子供を抱えた親が、結局子供の自立をどうしたらいいかということで、年をとればとるほどさらにまた深刻な問題も抱えているケースが多くあります。結構引きこもりになったりして家庭内暴力があったりすると、最終的には母親が家を出るということになります。子供を自立させようと子供を家から出したいと思っても、子供は居座って出ていかなくて、親に対しては大変なわがままを言ったり、暴力があったりとかいろいろなことがあって、今、2件ぐらい、結局親がすべての荷物を置いて子供だけを残して避難してという例があります。

あと、成年後見制というのもやはり問題になっていて、今、そこまで問題を広げなく

てもいいんですけど、とにかく最終的にアスペの子にしても障害の子にしても、ある程度の自立を目指していろいろな支援をしたり育てたりするわけですが、そこが最終的にうまくいかなくて、親が家を出るみたいなどころまで至ってしまっているの、何とか子供が就労も含めてある程度地域の中で自立していくことができるようなサポートを、この子ども発達センターのところからやっていってほしいと思います。

## 5 地域支援事業（地域住民への啓発）について

(会長) 時間もかなり詰まってまいりました。非常に大事な話がたくさんいただけてありがたかったんですが、次のテーマの地域住民への啓発の方に、ご意見をいただく焦点を移したいと思います。ご意見、いかがでしょうか。

(委員) 保健所が活発に活動する反面、すごく敷居が高いというお母さんの声も聞いています。地域の中でやはり主治医を持ち、その主治医を育てることが大事ではないかと思いますので、委員が先頭になって、地域の内科医の先生、開業医の先生の育成をお願いしたいと思います。また、地域というのは非常に難しく、私はずっとそこに住んでいますけど、防災訓練に出られないんです。防災訓練に連れて出ることがこの子が地域で受け入れてもらうことだと思うんですけど、やはり地域の方は理解してくれたって、1人の子のための時間はとれないですから。私は、36になる子供を抱えてもまだ地域の中で、子供のことを理解してもらうための仕事を十分やってないと感じます。やはりこれからつながってくる後輩の障害の子供たちのためにも、もっと地域に何かできたらいいなど、むしろ教えていただけたらいいなと思います。なかなか地域というのは難しいところがあるというのが実感です。

(副会長) 地域住民への啓発というよりも、開業医への啓発ということだと思います。

確かに、私も自閉症の親だというだけで、そういった勉強をしてきたわけでもありません。小児科ですから多少は興味のあるところですけども。一般の開業医の先生はほとんど何が何だかわからないというのが現状だと思います。小児科医の中でも、数年前から日本小児科医会が子供の心相談員というのを始めまして、厚労省もいわゆる発達障害を診られるドクターをふやそうとして何年か過ぎました。それで、練馬区にも何人かいらっしゃるし、医師会内部でそういった発達障害研究会みたいなのを立ち上げて興味のある人をだんだんにふやして、保健所あるいはこちらのセンター、学校、保育園・幼稚園、関係諸機関を含めた勉強会みたいなのができないかなと考えております。手始めに医師会内部でそういった研究会を立ち上げようという動きもありますので、少し時間をいただきたいと思います。

(委員) 障害児に関して理解がある先生方の医院がどこにあるとかというのを、ホームページに載せてもらえるとうれしいと思います。実際、医者に行って、お医者さん自体やその雰囲気が嫌でギャーギャー泣いてしまうということが幼児の場合多くて、そうすると、うるさいから連れてくるなど言われたり、何でこの子は泣くんだと言われている親もいます。どこかいいお医者さんいませんかと聞かれても私たちも答えられなくて困ります。また、アレルギーではどこだとか、そういうのもちょっとわからないものから、ホームページ上などのわかるところに載せてもらえるありがたいなと思います。

(委員) 最近、支援ツールというのがありまして、サポートブックもその一種なんですが、例えば歯科を受診するときに、歯科というのはこういうところでこういう手順が始まりますよというのを写真で示して、子供に事前に情報を伝えておくと比較的やりやすいとかですね。医師会等もかなり連携してつくられているところもありますので、参考になるかと思えます。

それから、地域住民に関しては、例えば心障センターの掲示板であるとかホームページという案は当然だと思いますが、なかなか見るチャンスはないと思うんですね。これはちょっと昔の話で、委員はご存知かなと思いますが、英国の自閉症協会がつくったポスターがあるんですね。例えば、自閉症というのはこういう特徴がありますよ、こういうときは皆さんこういうふうにお手伝いしてあげてくださいとか、こういうふうに見てあげてくださいという、非常にわかりやすいポスターが公民館やコンビニなどいろいろな所に張ってあるんです。

そうすると、いわゆる冊子となると読まなくちゃいけないから面倒くさいんですが、そういうポスターで、パニックを起こしたときに、「おまえのしつけが悪い」と親が怒鳴られるんじゃないなくて、周りの人が「ああ、こういうときはこうなんだな」と簡単にわかるようなものがあるといいかなと思いました。

(委員) この場で言うことではないんですが、それがつくれるのは保護者の方ではないかなと思います。地域によってはここのレストランは子供連れで行ってもいい、ここのドクターはちゃんと診てくれるというのを、結構ホームページに出したり本にまとめてつくったりという地域を幾つか知っています。多分、生の情報というのは実際の方たちが調べてそれを発信していただくというのが一番じゃないかと思いました。

(委員) どの地域だったかろう覚えですが、都内ではなかったかもしれないんですが。お母さん方がやはり病院にかかるときにいろいろご苦労されているということで、カードをつくられて、この子にはこういう特性がありますということカードみたいな形をつくられて、それを地域住民の方にも配布して、こういうカードを持っているのでこういう特性がありますけど、例えば診療時間とか待ってられないことがあるけれども驚かないでね、みたいなのを、カードでお母さんたちがつくられて、それを病院に行くときに受付でこれを出すと、病院の方にも周知させていただく必要があるんですが、それで受付ではなく静かなところで待ってようかというふうな形になっているという地区があったんです。そちらもやはりお母さん方、保護者の方の努力でやられているということなので、ぜひ何かそういうサポートも公的にやられるといいのではないかなと思います。

情報提供になりますが、母子通園ですとか、お母さんやお父さんの自然な障害の受容という形で、今、東京都の発達障害支援モデル事業でやっている地区で、子ども家庭支援センターをそうした場にして、初めは「子ども遊び広場」という形でいろいろなお子さんが来る。やはり遊び広場なので遊ぶ形で来るので、すごく敷居が低いと。そこで、お母さん方が何となくほかのお子さんと自分の子供の特性が違うことに気づいて支援員に相談をする。もしくは支援員から、この集団の場だとお子さんが遊びづらいかもしれないからもうちょっと少人数のクラスに行くというような形で促していくというような形で、障害受容というよりも、お子さんの特性をお母さんがつかんで、この子には怒る

よりもこうやって違う働きかけをしたほうが効果的なんだという、対応の仕方を自然な形で学ぶということを事業として展開していて、それをモデル事業でやって、さらに検証等もやっている地区があります。

その地区では、区内で「発達障害」という言葉を一切使っていないんだそうです。その地区でも、今後啓発についてどうなるかというのがあるんですが、子ども家庭支援センターは東京都内ではどこにでもあるところで、「発達障害」という言葉を使わないでもそうした親子の自然なかかわりというのをやっている事業もございます。1月22日には区市町村向けの研修会というのでモデル事業の発表も予定されていますので、ぜひご参加をよろしく願いいたします。

(障害者施策推進課長) 情報提供ということでカードのお話が出ましたが、実は、私たちのほうでも福祉作業所に通っている利用者さんが、迷子になるというか、登園をしてこないということで、探して探して1日探してやっと見つかったという事例が実は何件かございます。ご本人の中でいろいろなトラブルがあって違うところに行ってしまったということで、この間のケースはコンビニのお店の方が見つけて、それを派出所の方につないだんですが、警察官も実は対応ができないんですね。私たちも、こういう対応をしたらいいということの周知を、そういうところにも周知しなければいけないと気づきました。また、そういう場合に、その方が「私は今こういう障害を持っている」ということを自らが出すようなカードを実はある団体がつくって、その団体が中心になって自分たちのお子さんに持たせているということです。何かあると、首にぶら下げているのでそれに気づいて、そこに書いてあるご自宅だとか作業所とかに連絡してつないであげる、そういう仕組みを実はやっているところがございます。

それで、私たちのほうでもそういうケースがあったことと、災害時、地震が起きたときなどにパニックになると何もできないというようなことも含めて、何らかの対応ができないのかということは今、庁内で検討をしているところがございます。ある区がやっているということもお聞きしていて、その区もカードをつくるまではできるけど、義務的に持ちなさいということとはできないので、あくまでも利用者さんのご家族の判断で持たせるかどうかと、そういう状況になっているところはございますので、そういう意味では、親御さんたちのご判断というのは非常に大切かなと思っております。

(委員) 私もそのカードというのは、かなり個人差があって、周囲に知ってもらったほうがいい場合と、知らせたくない場合というのがあると思うんですね。で、私自身もずっと子どもを育ててきて、小学校、中学校、高校の場で保護者に対して、うちの子は発達障害ですよとカミングアウトするかどうかというのは常に迷ってきたんですが、大体の場合はしてないです。そのことをカミングアウトすることでの利益よりも多分不利益のほうがまだまだ大きいという現状があると思います。

だから、どうしてもそういうときにパニックになったりして災害時カードが必要だなと親御さんが判断してそうするということは大事なことだと思いますが、まだそれほど重くなくて、ちょっと変な子たちと言うか、学校の中で問題になっている多くの子たちは、なかなかカードというところまでは行かない段階じゃないかと思います。

(委員) 今のカードの件で、一つ怖いなと思ったのが、親の会の持っている作業所にちょっとかわいい女の子がいるんですね。知的に遅れもあるので、よく町で声をかけられ

てついていってしまったこともあったみたいで、そこにもしカードなんかがあったら逆に怖い、犯罪に巻き込まれるケースがあるのではないかと思って、その辺も踏まえてどういうふうにしていったらいいのかということを検討していくことも大事なのかなと思います。

(委員) カードの件ですが、やはり前提となるのは、地域の方々が発達障害の方たちの理解ができて受け入れている上でカードとか使って周知することが重要だと思います。例えばどうしても走り回ったりすると、しつけ悪いのかねという白い目で見られてしまうというお母さんの話もよく聞きます。でも、地域住民の方々がそういった特性に関して理解があった上で、例えば病院に行くときとかに、ちょっとここでは待ってられないのでほかのところに行きますというような意味を提示するのに保険証と一緒に出すとか、そういった形では有益だと思いますが、先にカードだけ先行してしまって、発達障害と言っても、例えば区とか市とかいろいろなところの担当者の方々も余り障害についてご存じない地域もあるんですね。そうした中で、カードだけが先行する怖さというのがあります。

それで、先ほど私が情報提供させていただいた例では、本当にお母さんたちが地域にそういった運動をされて、それで皆さんに知っていただいたというのを自主的にやられていたんですね。それは本当に大変なことでしたので、もしそうしたカードとかを使うのであれば、そこが先行してしまうのではなくて、まず地域の人たちに、そういういろいろな特性があること、特性によっては例えば集団の場が苦手な子がいることというようなことを知ってもらった上で、適宜必要に応じたカードの使用という形にしていかなないと、本当に先ほどの委員の方々がおっしゃったような悪いことになってしまうということもあると感じました。

(副会長) 自閉症の場合は、ついこの間、自閉症協会が防災ガイドブックみたいなものを出しましたよね。自閉症の特性から、そういった災害が起きたときの対応の仕方をブックにまとめて、それを行政機関、作業所とか学校とか、そこから帰るまでの間のいろいろなところに配って啓発を図るということを計画されていると思いますけど。

(委員) 地域住民への啓発というポイントの一つとしては、意識の高い方への啓発だけではなくて、不特定多数の人への啓発が重要かと思います。先ほど、委員がおっしゃいましたように、冊子ですとかパンフレットは立派なものがあちこちでつくられているかと思いますが、それはそれで意味がございしますが、ポスターのようなものを待つような場所に張るといいかと思います。できれば、壁新聞ではありませんが、子ども発達支援センターに掲示板とか、スペースなどを用意させていただいて、定期的に張りかえるというようなことをするとよいかと思います。

例えば、お医者様の待合室ですとか、医療機関、教育機関とは関係ありませんけれども地域の方々が必ず行くような郵便局ですとか、そういうところに張っていただくということですね。例えば、満員電車に乗っていても、買う予定のない週刊誌の中刷りをどうしても読みます。それから、医院で待っていても、自分に関係ないような心臓病とか花粉症とかもろもろのポスターが張ってありますと全部一応読みますので、そのような形での啓発活動というのが必要かと思います。あと、練馬区報の別刷りというのが時々つくられるかと思いますが、あのような形で年に一度か二度、刷り物を配布す

るのもあるかと思えます。区報は郵便局などにも置いてございますね。ですから、やはり広く知らしめることができるのではないかと思います。

(委員) 親としては、やはり親の意識を変えることだと思えました。はっきり言って、カードも、カードによって事故も起きる、でも、じゃあ子供を守るのとは何かと考えたときに、そのカードの利用の仕方でしょうか。やはり自分の子供を守るためには何が必要かというのは、親が一番考えなきゃいけないことじゃないかと思えました。地域啓発もやはり親みずからが動かなくてはいけないということを今日は皆様にいろいろと教えていただきました。

今、練馬では生活支援センターでそういう安全生活ネットカードかな、サポートカードかな、そういうのをつくろうかということで勉強会も出ていましたけど、やはり親の意識の向上と地域の警察や公共機関にまずは理解してもらわないとそれは守れないんじゃないかと思えました。

私の子も重複障害ですから、やはり理解には時間がかかってきました。委員も言われましたけど、やはり私たちがやらなくては済まない部分というのを強く感じました。カードの件も保護者がやるなら問題はないんです。保護者が中心で動けば行政も何も問題はなく、保護者が自分たちでこのカードをつくり、子供を守るためにこのカードが必要だと言い切れるならこれが一番いいことなんです。だから、その辺についてはこれからいろいろな会合でまた皆と意見を出し合っていきたいと思えます。

## 6 その他について

(会長) 一応時間は過ぎておりますが、その他ということで、もしこの場で今日に関連したこと、あるいは既にもう過ぎたテーマでも結構ですけど、何かご意見がありましたらお出しただければと思えますが、いかがでしょうか。どうぞ。

(委員) やはり、保護者への支援ということで、「すくすく教室」の親の「ひまわり教室」が開かれているということでしたが、学童とか小学生や中学生、できれば高校生まで含んだ親に対しても、どういう形かというのは難しいこととは思いますが、  
「ひまわり教室」と似たようなものでそれぞれのステージに合った必要な情報を親に伝えていく場ができるといいなと思えます。

(会長) ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、長い間いろいろ貴重なご意見をいただきました。非常に充実した内容をまたホームページに公開できるのではないかと考えております。

いろいろ熱心にご意見いただきましたが、まだ言い足りないこととか、あるいは今後気づいたこととかございましたら、後日事務局あてに意見としてお寄せいただければ、またそれは取り込ませていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、事務局からご連絡が何かありましたらお願いいたします。

(事務局) 次回の日程でございますが、1月16日、金曜、場所はこの庁議室を予定しております。なお、時間は本日と同様午後7時からと考えております。

それから、席上に配布させていただきました第1回子ども発達支援センターのあり方検討会の会議録、お手元にあろうかと思えますが、皆さんにもお目通しいただいたもの

でございますが、ホームページ等にアップしていきたいと考えております。第2回の会議録につきましても、できるだけ早く委員の方々にお目通しをいただきたいと思っております。ご郵送させていただきますのでご協力をお願いしたいと思います。

## 7 閉会

(会長) 次回は、まとめというようなことで、いろいろ包括的なご意見をいただく形になろうかと思っております。これで本日の検討会は閉じさせていただきます。

本当に長い間どうもありがとうございました。